

北上市告示甲第52号

北上市がん対策基金活用事業実施要綱（平成21年北上市告示甲第10号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。

令和6年8月8日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（事業の内容） 第2 事業は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 患者の社会参加を促すための<u>補正具</u>の購入に対する助成 （3）～（6） [略] （緩和ケア用品購入等の助成） 第3 [略] 2・3 [略] 4 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する介護保険の被保険者（生活保護受給者にあつては、同条第2項に相当する年齢に該当する者を含む。）に対する緩和ケア用品助成金の対象となる緩和ケア用品は、前項の規定にかかわらず、別表第1の医療用品の項に掲げるものに限るものとする。ただし、市長が特に認めた者にあつては、この限りでない。</u>	（事業の内容） 第2 事業は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 患者の社会参加を促すための<u>補整具</u>の購入に対する助成 （3）～（6） [略] （緩和ケア用品購入等の助成） 第3 [略] 2・3 [略] 4 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる制度による助成の対象となる緩和ケア用品については、助成の対象から除く。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</u> <u>（1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の居宅介護サービス費、同法第44条第1項の居宅介護福祉用具購入費、同法第53条第1項の介護予防サービス費又は同法第56条第1項の介護予防福祉用具購入費</u>

5 緩和ケア用品助成金の額は、次の各号による額を合算した額とする。ただし、患者1人当たりの緩和ケア用品助成金（第1号に係るものに限る。）の限度額は、1年度当たり10万円とする。

(1)・(2) [略]

6・7 [略]

（がん患者補正具購入の助成）

第5 第2第2号の規定により、患者の補正具の購入の経費に対し、予算の範囲内で補正具助成金を交付するものとする。

2 補正具助成金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有するがんの治療を受けた患者又は現に受けている患者とする。

3 補正具助成金の対象となる補正具は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、1回の助成につき、それぞれの補正具の1個分の購入に限るものとする。

4 補正具助成金の額は、次の各号による額を合算した額とする。

(2) 北上市障害者等日常生活用具購入費等助成事業実施要綱（平成13年北上市告示第51号）による用具購入費

(3) 北上市小児慢性特定疾患児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱（平成25年北上市告示甲第36号）による日常生活用具の購入費

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項の補装具費

5 緩和ケア用品助成金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。ただし、患者1人当たりの緩和ケア用品助成金（第1号に係るものに限る。）の限度額は、1年度当たり10万円とする。

(1)・(2) [略]

6・7 [略]

（がん患者補整具購入の助成）

第5 第2第2号の規定により、患者の補整具の購入の経費に対し、予算の範囲内で補整具助成金を交付するものとする。

2 補整具助成金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有するがんの治療を受けた患者又は現に受けている患者とする。

3 補整具助成金の対象となる補整具は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、頭髮補整具にあっては、1回の助成につき1個分の購入に限るものとする。

4 補整具助成金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 補正具の購入経費の10分の9の額（100円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その限度額は、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (2) [略]
- 5 補正具助成金の交付は、それぞれの補正具につき3会計年度内1回とする。
- 6 補正具助成金の交付を受けようとする者は、補正具助成金交付申請書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第2号の書類については、同じ理由で次回以降も申請するときは、添付を省略することができるものとする。
- (1) 補正具の購入に係る明細が分かる領収書（発行から6月以内のものに限る。）の写し
- (2) 病名及び治療方法が分かる書類又はがん患者補正具購入に関する証明書（様式第6号）及び当該証明書の発行に係る領収書の写し
- 7 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めたときは、補正具助成金交付決定通知書（様式第7号）により、不適当と認めたときは、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

別表第2（第5関係）

<u>補正具</u>	<u>補助限度額</u>
<u>乳房補正具（右側）</u>	円

- (1) 補整具の購入経費の10分の9の額（100円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その限度額は、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額
- (2) [略]
- 5 補整具助成金の交付は、それぞれの補整具につき3会計年度内1回とする。
- 6 補整具助成金の交付を受けようとする者は、補整具助成金交付申請書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第2号の書類については、同じ理由で次回以降も申請するときは、添付を省略することができるものとする。
- (1) 補整具の購入に係る明細が分かる領収書（発行から6月以内のものに限る。）の写し
- (2) 病名及び治療方法が分かる書類又はがん患者補整具購入に関する証明書（様式第6号）及び当該証明書の発行に係る領収書の写し
- 7 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めたときは、補整具助成金交付決定通知書（様式第7号）により、不適当と認めたときは、当該申請を行った者にその旨を通知するものとする。

別表第2（第5関係）

<u>補整具</u>	<u>摘要</u>	<u>補助限度額</u>
<u>乳房補整具</u>	<u>人工乳房、パッド及びニップル。</u>	円

	<u>20,000</u>
<u>乳房補正具（左側）</u>	<u>20,000</u>
<u>頭髪補正具</u>	<u>40,000</u>

様式第5号（第5関係）

〔略〕

補正具助成金交付申請書兼請求書

補正具助成金の交付を受けたいので、北上市がん対策基金活用事業実施要綱第5第6項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

〔略〕

〔略〕	
内訳	〔略〕
<u>頭髮補正具</u>	
<u>乳房補正具</u> （右）	
<u>乳房補正具</u> （左）	
〔略〕	

備考 1 〔略〕

2 補正具の購入に係る明細が分かる領収書（発行から6月以内のものに限る。）の写しを添付してください。

<u>（右側）</u>	<u>ただし、体内に挿入するものを除</u>	<u>20,000</u>
<u>乳房補整具（左側）</u>	<u>き、がん治療による外見変化に伴う乳房補整を目的とする下着類を含む。</u>	<u>20,000</u>
<u>頭髪補整具</u>	<u>がん治療による外見変化に伴う頭髪を補整する目的のものに限る。</u>	<u>40,000</u>

様式第5号（第5関係）

〔略〕

補整具助成金交付申請書兼請求書

補整具助成金の交付を受けたいので、北上市がん対策基金活用事業実施要綱第5第6項に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

〔略〕

〔略〕	
内訳	〔略〕
<u>頭髮補整具</u>	
<u>乳房補整具</u> （右）	
<u>乳房補整具</u> （左）	
〔略〕	

備考 1 〔略〕

2 補整具の購入に係る明細が分かる領収書（発行から6月以内のものに限る。）の写しを添付してください。

- 3 病名及び治療方法が分かる書類又はがん患者補正具購入に関する証明書（様式第6号）及びがん患者補正具購入に関する証明書の発行に係る領収書の写しを添付してください。

様式第6号（第5関係）

がん患者補正具購入に関する証明書

[略]	
補正具を必要とする理由	

[略]

様式第7号（第5関係）

[略]

補正具助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補正具購入に要した経費に対し、助成金 円を交付することに決定したので、北上市がん対策基金活用事業実施要綱第5第7項の規定により通知します。

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 3 病名及び治療方法が分かる書類又はがん患者補整具購入に関する証明書（様式第6号）及びがん患者補整具購入に関する証明書の発行に係る領収書の写しを添付してください。

様式第6号（第5関係）

がん患者補整具購入に関する証明書

[略]	
補整具を必要とする理由	

[略]

様式第7号（第5関係）

[略]

補整具助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補整具購入に要した経費に対し、助成金 円を交付することに決定したので、北上市がん対策基金活用事業実施要綱第5第7項の規定により通知します。